令和4年1月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時　令和4年1月11日(火)　午前 9時30分から　10時15分

2.開催場所　富士市役所庁舎9階　第二委員会室

3.出席委員

農業委員会会長	17番	渡邉　萬里
農業委員会会長職務代理者	12番	勝又　匠
委員	1番	望月　稔
	2番	小林　由朋
	3番	町田　玉江
	4番	荻田　丈仁
	5番	時田　修治
	6番	佐野　孝則
	8番	笹古　時男
	10番	新舟　進
	11番	長尾　忠
	13番	佐藤　正職
	14番	藤田　博史
	15番	鈴木　惠一
	16番	安藤　公男
	18番	涌田　充尚
	19番	伊藤　博

4. 欠席委員

9番　池野　保

5. 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長	勝又　猛
統括主幹	栗田　宗明
主幹	野村　昌寛
主査	武内　清高
主査	太田　久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないと認め10番新舟　進君、11番長尾　忠君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第1号　農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第1号　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計5件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局	（事務局議案3ページ「議題」朗読）
会長	最初に、議案5ページの議第1号　農地法第3条の規定による許可決定について、　審議をお願いします。 富士地区1番について、事務局から説明願います。
事務局	（事務局議案5ページ富士地区1番　朗読）
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員（報告者）	申請地は富士市立看護専門学校から北に100mくらいのところにあります。この周辺は、富士中央配水池として約80アールに貯水タンクと関連施設が建設される予定です。譲渡人の所有する農地の大部分がこの用地として買収されたのですが、測量の結果、1.17平方メートルだけが残ることになりました。しかし、この面積では耕作が難しいため、富士市水道工務課が間に入り、隣接する農地を所有する譲受人に売却することで話がまとまり、今回の申請となったとのことです。現地を確認したところ、以前はイチゴハウスだったところに、骨組みは残して露地野菜を作っていました。譲受人本人は体調崩しているようですが、一緒に農業をしている親族がおり問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	富士地区1番についてご質問ございませんか。 （質問なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士地区1番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に松野地区2番について、事務局から説明願います。
事務局	（事務局議案5ページ松野地区2番　朗読）

会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員（報告者）	申請地は主要地方道富士川身延線を北に進み、馬坂トンネルを抜けてすぐにあるパチンコ店から南に200mほどのところにあります。譲渡人は申請地の北側が実家ですが、現在は横浜市に居住しています。両親が亡くなってから実家は空き家となっていますが、年に2～3回位泊りがけで隣接する2反ほどの田んぼや他にある畑などの草刈りを行っているとのことです。今回の申請地は面積も狭く、実質的な管理を譲受人が行っていることから売却したいとのことで申請となりました。譲受人は申請地のすぐ北西に居住しており、隣接する農地を所有しています。現地を確認したところ、地目は田となっていますが、作物は作られておらず、草の管理だけがされているようでした。面積も20平方メートルと狭いことから譲受人の負担も少く、問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第3号の規定により、隣接する農地の所有者が一体として利用するための権利取得であるため、例外として認められるため、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	松野地区2番についてご質問ございませんか。 （質問なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 松野地区2番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に大渕地区3番についてですが、審議の前に、新舟委員は本案件の当事者ですので、一時退席願います。 (10番新舟委員退席) それでは、事務局から説明願います。
事務局	（事務局議案5ページ大渕地区3番　朗読）
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員（報告者）	申請地は大渕にある聖名病院の前の道を2kmくらい北に進み、そこから北西に200mほどのところにあります。申請地のすぐ隣が譲渡人の自宅で、そこで蕎麦屋を営んでいましたが、病気のため仕事ができない状態になっています。現地を確認したところ、春頃は元気だったため、露地野菜が作付けされていました。そのような状況であるため、道路をはさんだ向かいで園芸に関する農業を行っている譲受人に売却したいとのことです。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。

事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大渕地区3番についてご質問ございませんか。 （質問なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大渕地区3番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	審議が終わりましたので、新舟委員は着席してください。 （10番新舟委員着席） 次に大渕地区4番についてですが、審議の前に、佐藤委員は本案件の関係者ですので、一時退席願います。 （13番佐藤委員退席） それでは事務局から説明願います。
事務局	（事務局議案6ページ大渕地区4番　朗読）
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員（報告者）	申請地は大渕にある富士グリーン工業団地の前の道を400mほど北に進んだ三叉路の真ん中にあります。申請地から西に100mくらいのところに譲受人の自宅と経営するブルーベリー園があります。現地を確認したところ、落花生とサツマイモが栽培されていました。今後、観光農園として経営を拡大していきたいとのことでした。ブルーベリー園など農業経営は順調のようで、何ら問題ないかと思います。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大渕地区4番についてご質問ございませんか。 （質問なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大渕地区4番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	審議が終わりましたので、佐藤委員は着席してください。 （13番佐藤委員着席） 次に北部地区5番について、事務局から説明願います。

事務局	（事務局議案6ページ北部地区5番　朗読）
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員（報告者）	申請地は主要地方道富士富士宮由比線と主要地方道富士裾野線が交差するところから北東に400mほどのところにあります。譲渡人は高齢のため耕作が難しくなったことから、隣接する農地で営農している譲受人に売却したいとのことです。譲受人は石材屋も営む兼業農家ですが、ここ1～2年で何回か近隣農地の取得のため農地法の許可を受けている方です。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	北部地区5番についてご質問ございませんか。 （質問なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 北部地区5番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。
会長	次に、議案7ページの議第2号　農地法第4条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 大渕地区1番についてですが、審議の前に、佐藤委員は本案件の関係者ですので一時退席願います。 (13番佐藤委員退席) それでは、事務局から説明願います。
事務局	（事務局議案7ページ大渕地区1番　朗読）
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員（報告者）	申請地は大渕にある中野の交差点から主要地方道富士富士宮由比線を西に600mくらい進んだ先の北側にあります。富士市農協の茶業研修センターのすぐ南側となります。申請者は89歳と高齢ですが、息子さんと一緒にブルーベリーやサツマイモなどの観光農園を営んでいる方です。今回農業経営の拡大を図るにあたり、堆肥置場を作りたいとの申請です。周辺は宅地化が進んでおり、堆肥置場だとすると臭い等の影響がないか懸念されましたが、腐葉土を使用した材質で、臭いは少ないものとのことです。南側が市道に接しており、そこに乗入口を設置するそうです。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。

事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大渕地区1番についてご質問ございませんか。 （質問なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大渕地区1番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	審議が終わりましたので、佐藤委員は着席してください。 （13番佐藤委員着席） 次に吉永区2番についてですが、こちらは次ページの農地法第5条吉永地区4番と関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。
事務局	（事務局議案7ページ吉永地区2番、8ページ吉永地区4番　朗読）
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員（報告者）	申請地は主要地方道富士富士宮由比線を北に進み、新東名高速道路と交差するあたりのすぐ西側です。まず農地法第4条吉永地区2番ですが、申請者は土建業を営んでいるのですが、以前に使用していた資材倉庫が無許可であり、それを是正するための申請です。古い建物については取り壊しが進められており、新しい倉庫を法律に合致した基準で作るとのことです。次に農地法第5条吉永地区4番ですが、譲渡人は同じ人で、譲受人はそのお子さんです。一緒に土建屋を営んでおり、同じ敷地内に分家住宅を建てたいと申請です。現地を確認しましたが、何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	吉永地区2番及び農地法第5条吉永地区4番についてご質問ございませんか。 （質問なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区2番及び農地法第5条吉永地区4番についてご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第4条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長　次に、議案8ページの議第3号　農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
富士川地区1番についてですが、こちらは10ページの非農地証明申請富士川地区1番と関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

事務局　（事務局議案8ページ富士川地区1番及び10ページ富士川地区1番　朗読）

会長　それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員（報告者）　申請地は共立蒲原総合病院から東名高速道路をはさんで西に150mくらいのところにあります。まず農地法第5条富士川地区1番ですが、譲渡人は元々この地域の出身で、現在東京都に在住している方で、譲受人は申請地の北側にしている方です。譲受人の自宅は駐車場が1台分しか無く狭いことから、隣接する農地を借りて駐車場にしたいとの申請です。現地を確認したところ、草を抑えるためのシートが張られていました。申請地は道路から奥行が車1台分程度であり、周辺農地への影響もないことから問題ないかと思います。次に、非農地証明申請富士川地区1番ですが、申請者は先ほどの譲渡人です。以前はミカンの木が植えられていたようですが、幅の狭い段々畑であったことから、昭和53年頃から植林を進め、現在は農地への復元が困難な山林になっているとの申請です。現地を確認したところ、傾斜地で、南側には杉の木、住宅に近い方にはモクセイなどの植木、上の方には落葉樹が植えられていました。年数も経過しているようで、農地への復元は困難と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長　次に、事務局から補足説明願います。

事務局　本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長　富士川地区1番及び非農地証明申請富士川地区1番についてご質問ございませんか。

（質問なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
富士川地区1番及び非農地証明申請富士川地区1番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長　次に伝法地区2番について、事務局から説明願います。

事務局　（事務局議案8ページ伝法地区2番　朗読）

会長　それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員（報告者）　申請地は広見公園の南西200mほどのところにあります。譲受人は運搬業を行っている法人で、資材や車両を置く場所が必要になったことから申請に至ったとのことです。現地を確認したところ、作付けが行われていない畑の状態でした。北側と西側は駐車場となっており、南側は畑ですが、壁が設置されており影響は無いかと思います。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長　次に、事務局から補足説明願います。

事務局　本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長　伝法地区2番についてご質問ございませんか。

（質問なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
伝法地区2番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長　次に北部地区3番について、事務局から説明願います。

事務局　（事務局議案8ページ北部地区3番　朗読）

会長　それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員（報告者）　申請地は青葉台小学校の西側の道路を北に進み、新東名高速道路をこえてから北東に150mくらいのところにあります。譲受人は建設業を営んでおり、申請地において土砂を採取し、埋め戻した後に農地への復元を行うとのことです。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長　次に、事務局から補足説明願います。

事務局　本案件は、農用地区域内の農地（青地）です。通常であれば青地の中での農地転用は原則不許可なのですが、本案件は、3年以内に農地への復旧を行う一時的な転用であり、これについては転用の基準の中で例外として認められているものであります。したがって、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長　北部地区3番についてご質問ございませんか。

（質問なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。
北部地区3番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長　次に議案11ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局	はじめに議案11ページをご覧ください。 報第62号　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数2件。 今月の報告案件については以上です。
会長	次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。
事務局	（事務局議案4ページ「専決報告」朗読）
会長	以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。 続きまして議事(2)「富士市農業委員の選任に関する意見について」の審議をお願いします。事務局より説明願います。
事務局	お手元の富士市農業委員会の委員候補者一覧と書かれたA4の紙をご覧ください。こちらは、各地区の部農会に推薦をいただいた方と、富士市のホームページなどで行った募集に応じた方の一覧です。この方たちが次期農業委員の候補となります。任命自体は富士市長が議会の同意を得て行うのですが、農業者について詳しくないことから農業委員会に意見を求める形となっています。確認していただき、富士市長への意見として回答しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。 （質問なし） 質疑ございませんので、裁決に移ります。 原案にご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） ご異議がないようですので、原案の通りと致します。
会長	以上で、議事(2)「富士市農業委員の選任に関する意見について」の審議を終わりとします。 以上で議事はすべて終了しました。

令和4年1月11日

農業委員会会長　＿＿＿＿＿＿＿＿

同委員　＿＿＿＿＿＿＿＿

同委員　＿＿＿＿＿＿＿＿